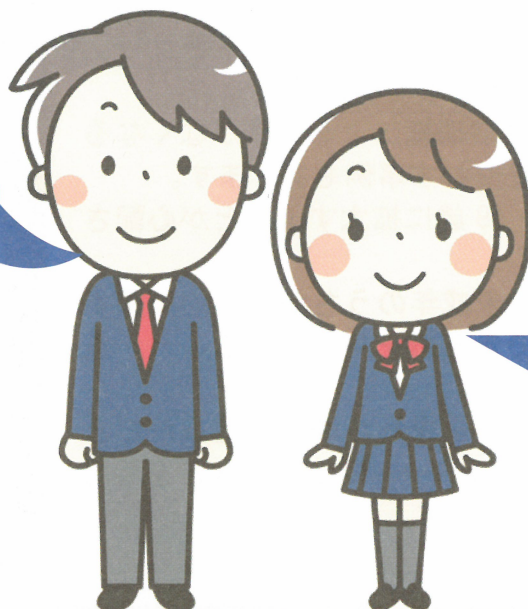


保護者のみなさまへ

ご存知ですか？



18歳から
大人になります

民法改正により2002年（平成14年）4月2日から
2004年（平成16年）4月1日生まれの人は、
2022年（令和4年）4月1日から、大人（成年）になります！
2004年（平成16年）4月2日以降生まれの人は、
18歳の誕生日に大人（成年）になります！

Q:成年年齢が18歳に引き下げられると何が変わるの？

A：成年になると、親（法定代理人）の同意がなくても
様々なことが自分の判断だけでできるようになります。
例えば、スマホの契約、クレジットカードをつくる、車を買
う、ローンを組むなどができます。

これまでは、18歳、19歳の人は、親（法定代理人）の同意を得ずに契約し
た場合、未成年者取消権（*）により、契約を取り消すことができました。

しかし、成年になるとこの権利はなくなり、契約による責任が生じます。

*未成年者は、大人と比べて取引の知識・経験に乏しく、判断能力も未熟なので、未成年者取消権により保護されて
います。親（法定代理人）もしくは未成年者自身から、契約を取り消すことができます。ただし、成年であると
ウソを言った場合、小遣い程度の契約、親が支払った契約などについては、取り消すことはできません。

*飲酒・喫煙や馬券等の購入は、健康面への影響や青少年保護の観点から、
現状の20歳からです。

18歳から“大人”に！

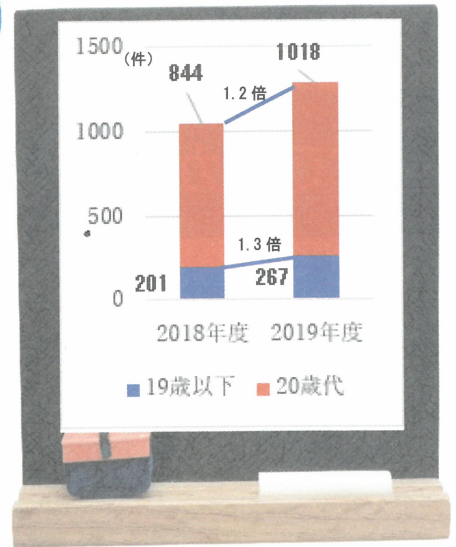
成年年齢引下げで変わること、変わらないこと。➔

詳細を知りたい方は「政府広報オンライン」へ



成年になると、どのような注意が必要なのか、ご家庭でも話し合ってみましょう。

福岡県消費生活センターに寄せられた
10代、20代の相談件数



現状でも、20歳になると悪質業者のターゲットとなり、消費者トラブルにあう件数が増加しています。

SNSで関係を築き、未成年者取消権による保護がなくなる20歳になった直後に、契約を交わす事例もあります。

そのような被害が、18歳・19歳に拡大することが心配されます。

被害にあわないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、冷静に判断できる力を身につけることが重要です。

また、消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には、消費生活センター・相談窓口などを活用していただくことも大事なことです。

若者に多い消費者トラブル事例

ネット通販

インターネット通販で「ダイエットサプリモニター価格初回限定500円」を注文したが、翌月にも同じ商品が届き、3000円の請求書が入っていた。ショップの画面の下の方をよく見ると「6回定期購入」と書いてあった。(18歳)



対処方法 通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんが、解約や返金などの条件についての表示が法律で義務付けられています。購入条件や返品についてよく確認してから注文しましょう。

簡単に儲かるビジネス

先輩から、簡単に儲かる情報が入っているという高額なUSBを勧められた。人に紹介すれば、もっと高収入を得られると言われ、消費者金融で借金して支払った。しかし、全く儲からないし、友人も紹介できないので、借金も返せない。(19歳)

対処方法 簡単に儲かるような「うまい話」は絶対にありません。友人を巻き込むやり方は、人間関係を壊してしまうことになります。先輩や親しい人であっても、キッパリと断りましょう。後には、利息を付けて返済しなければならない借金だけが残ることになります。

困ったときは
一人で悩まず
消費生活センターへ
ご相談ください！

～相談は無料・個人情報を守られます～

消費者ホットライン

局番なし 188 (いやや)

- * お近くの消費生活相談窓口につながります
- * ナビダイヤルです



福岡県消費生活センター

TEL 092-632-0999

(平日9時～16時半、日曜10時～16時)



消費者トラブル事例等の情報は
「福岡県消費生活センターHP」へ



(発行) 福岡県消費生活センター

イラスト：一部消費者庁イラスト集より